

平成28年12月吉日
一般社団法人日本消防ホース工業会

消防用設備等に用いられる消防用ホースの設置に関するお知らせ

平素は、当工業会に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申しあげます。

消防法の改正^(※)により、平成26年4月1日より消防用ホースは「検定対象機械器具等（以下、検定品とする）」から「自主表示対象機械器具等（以下、自主表示品とする）」になりました。それに伴い、「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」も改正され、技術基準が改定されております。

※消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年3月27日公布）

「消防用ホースの技術上の規格を定める省令等の施行に伴う消防法施行令第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令第二十二條第二項の技術上の基準に関する特例を定める省令（平成二十五年三月二十七日総務省令第二十七号）」及び「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）（消防予第121号）の4項（5）」により、平成29年3月31日をもって、検定品の防火対象物への新規設置は認められなくなります。

「検定品」の消防用ホースを在庫としてお持ちの場合は、設置時期にご注意頂く様、お願い致します。

【検定品と自主表示品の見分け方】

検 定 品：消防用ホースに〈検〉のマークがマーキングされています。

自主表示品：消防用ホースに〈消〉のマークがマーキングされています。

以上